

栃木県災害支援薬剤師活動マニュアル 【初版】

【内容】

**薬剤師による医療救護活動について
災害薬事コーディネーターについて
情報収集体制について
医薬品等供給及び薬剤師派遣体制について**

令和7（2025）年4月

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

目 次

第1章	基本的事項	1
1	本マニュアルの目的	1
2	本マニュアルの位置付け	1
3	本マニュアル活用の対象期間と活動内容	1
4	本マニュアルの対象災害	1
5	組織名の省略	1
第2章	災害時の薬事体制	2
1	災害薬事コーディネーターについて	2
2	災害支援薬剤師について	3
3	医薬・生活衛生班について	3
第3章	薬剤師による医療救護活動	5
1	活動場所ごとの対応	5
2	活動終了・引継ぎ	7
第4章	情報収集と伝達	9
1	緊急時連絡先の整備	9
2	被災状況・業務継続状況等の収集・伝達	9
3	情報共有について	9
第5章	医薬品の供給	10
1	事前の備え	10
2	医薬品集積所の設置	10
3	医薬品等の供給	11
第6章	薬剤師の派遣	12
1	事前の備え	12
2	薬剤師の派遣	12
3	薬剤師の派遣調整等	12
第7章	災害処方箋・お薬手帳の活用	14
1	災害処方箋、薬袋	14
2	お薬手帳の活用	14
第8章	様式	15
様式1	医薬品管理台帳	16
様式2	支援医薬品等一覧	17
様式3	使用薬等の聞き取り	18
様式4	医療救護活動報告書	19
様式5	被災状況報告書	20
参考様式1	災害処方箋	21
第9章	薬事関連協定書等	22
	災害時の医療救護に関する協定（栃木県薬剤師会）	23
	災害時の医療救護に関する協定実施細則（栃木県薬剤師会）	26
	災害時における情報収集及び提供依頼について	36
	災害時における医療機器等の調達等に関する協定書（栃木県医療機器販売業協会）	39
	災害時における物資の供給協力に関する協定（栃木県薬事工業会）	41
	災害時に必要な物資の供給に関する協定（栃木県一般高圧ガス安全協会）	43

第10章 資料集	45
1 備蓄医薬品・医療機器類（衛生材料含む）の供給体制	46
2 栃木県災害薬事コーディネーター設置要綱	47

第1章 基本的事項

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、「栃木県地域防災計画」に定める保健医療体制の整備や医療救護及び保健衛生福祉活動等のうち、保健福祉部が実施すべき具体的な行動内容が示されている「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル」に則して、災害時における災害薬事コーディネーター及び災害支援薬剤師等の活動、医薬品等の供給体制及び薬剤師の派遣体制等を示すことを目的としています。

※医薬品等とは、医薬品、医療用ガス、医療機器及び医療用衛生材料のことを示しています。

2 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル」にて示されている、災害時の医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制など、薬事に関する事項について、詳細に定めたものです。

本マニュアルは、災害時における標準的な体制等を示すものです。災害時、各関係機関・団体は、このマニュアルを参考にしながら、個別具体的な対応を検討することが望ましいです。

3 本マニュアル活用の対象期間と活動内容

地震等の大規模自然災害における発災後の初動期から応急対策期の前期（発災後概ね3日間から1週間程度。災害の規模によってはこれより長くなる場合があります。）は、被災者に対する救急医療が中心となります。応急対策期の後期以降、被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理対策やメンタルヘルス対策が中心となってきます。

本マニュアルにおいては、「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル」と同様に、初動期から復旧・復興期までの期間を対象とします。

4 本マニュアルの対象災害

本マニュアルは、原則として、災害対策本部内に保健医療福祉調整本部が設置※される大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。

※保健医療福祉調整本部が設置されるような災害とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。

5 組織名の省略

本マニュアルにおいて示している自治体名の記載が無い組織（例 医薬・生活衛生課、医薬・生活衛生班等）については、栃木県の組織を示しています。

第2章 災害時の薬事体制

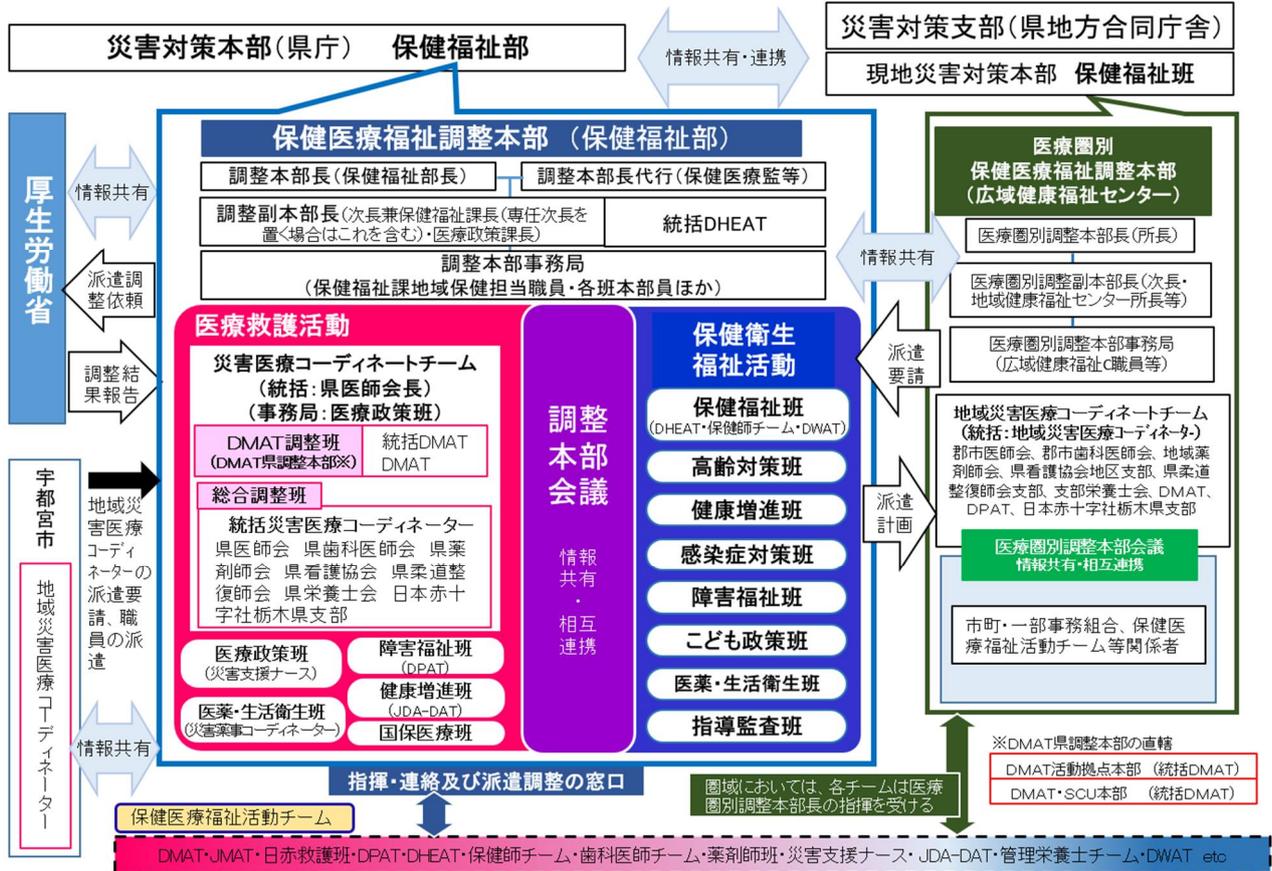
※本章の内容は、「栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル（令和7（2025）年3月改訂）」を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照願います。

1 災害薬事コーディネーターについて

(1) 災害薬事コーディネーターについて

大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣等において、保健医療福祉調整本部で全体的な調整を担う者を災害薬事コーディネーターと称します。災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し、必要な助言を行います。

7 栃木県保健福祉部大規模災害発生時の体制



(2) 災害薬事コーディネーターの役割

ア 初動

(ア) 災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部が設置された場合、本部長（保健福祉部長）の要請により直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて医薬・生活衛生班に連絡を取り、その後の活動の進め方等について協議します。

(イ) 災害薬事コーディネーターは、(一社) 栃木県薬剤師会、(一社) 栃木県病院薬剤師会及び栃木県医薬品卸協会等と連携して、県内の医療機関（主に薬剤部門）、薬局等の被災状況に関する情報を収集します。

イ 支援策立案及び支援要請における助言

災害薬事コーディネーターは、医療圏別保健医療福祉調整本部事務局等からの医薬品等の供給、薬剤師の派遣等の支援要請や(一社) 栃木県薬剤師会、(一社) 栃木県病院薬剤師会及び栃木県医薬品卸協会等からの情報並びに保健医療福祉調整本部が収集した情報を基に、医薬・生活衛生班が立案する医薬品等の供給及び薬剤師の活動に関する全県的な支援策について助言します。

ウ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

(ア) 災害薬事コーディネーターは、国及び他都道府県等からの本県に対する医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が決まった場合、災害拠点病院又は救護所等における医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。

(イ) 災害薬事コーディネーターは、医薬品集積所が設置される場合、医薬・生活衛生班による指

示のもと、その管理・運営を統括します。

(ウ) 災害薬事コーディネーターは、医薬・生活衛生班及び各関係機関・団体と、県内の医薬品等の供給及び薬剤師の活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、医薬・生活衛生班に支援策の見直しについて助言します。

(エ) 災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給又は薬剤師の活動において医療圏別保健医療福祉調整本部ごとの対応では解決が困難な事態が発生している場合、医療圏別保健福祉調整本部の地域災害医療コーディネートチームに地域薬剤師会が参集されている場合、当該地域薬剤師会から、それ以外の場合は支援が必要と考えられる地域薬剤師会等から情報収集を行い、医薬・生活衛生班に助言します。

2 災害支援薬剤師について

(1) 災害支援薬剤師について

大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣等において、関係機関等の派遣要請により、災害薬事コーディネーターが（一社）栃木県薬剤師会又は（一社）栃木県病院薬剤師会に派遣調整を依頼し、要請元に派遣される薬剤師で、医薬品集積所等での管理や市町が設置する救護所等での医療活動等に従事する者を災害支援薬剤師と称します。

(2) 災害支援薬剤師の役割

ア 初動

災害支援薬剤師は、（一社）栃木県薬剤師会又は（一社）栃木県病院薬剤師会の要請があった場合、直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて（一社）栃木県薬剤師会又は（一社）栃木県病院薬剤師会と連絡を取り、活動の進め方等について協議します。

イ 被災地域の状況に応じた支援活動

(ア) 災害支援薬剤師は、医薬品集積所に派遣された場合、災害薬事コーディネーターによる指示のもと、その管理等を行います。

(イ) 災害支援薬剤師は、市町が設置する救護所等に派遣された場合、市町の指示のもと、その救護活動等を行います。

(ウ) 災害支援薬剤師は、災害薬事コーディネーター、医薬・生活衛生班及び関係機関、団体等と、管内の医薬品等の供給及び薬剤師の活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者に助言します。

3 医薬・生活衛生班について

(1) 医薬・生活衛生班について

医薬・生活衛生班は、保健医療福祉調整本部内で災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣等の総合的な調整を行います。また、医薬・生活衛生班は、（一社）栃木県薬剤師会、（一社）栃木県病院薬剤師会及び栃木県医薬品卸協会等と情報共有を行うとともに、円滑な医薬品等の供給のための調整を行います。

(2) 医薬・生活衛生班の役割

ア 初動

(ア) 医薬・生活衛生班は、保健医療福祉調整本部が設置された場合、本部長（保健福祉部長）の要請により災害薬事コーディネーターを直ちに招集します。参集が困難な災害薬事コーディネーターとは、その後の活動の進め方等について協議します。

(イ) 医薬・生活衛生班は、各関係機関・団体と県内の被災状況等に関する情報を共有します。

イ 支援策立案及び支援要請

(ア) 医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーターと共に医療圏別保健医療福祉調整本部事務局等の支援要請、（一社）栃木県薬剤師会、（一社）栃木県病院薬剤師会及び栃木県医薬品卸協会等からの情報並びに保健医療福祉調整本部が収集した県内及び全国の情報を基に、災害薬事コーディネーターと協議のうえ医薬品等の供給及び薬剤師の活動に関する全県的な支援策を立案します。

(イ) 医薬・生活衛生班は、保健医療福祉調整本部で決定した支援策を、必要に応じて医療圏別保健医療福祉調整本部事務局、（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会等に速やかに報告します。

(ウ) 医薬・生活衛生班は支援策に基づき、薬剤師の派遣（県外からの派遣を含む）を（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会等に、また、医薬品等の供給を栃木県医薬品卸協会、栃木県医療機器販売業協会等の関係団体、国又は他都道府県（国又は他都道府県に対しては、知事会又は災害対策本部に設置される国の組織等を介して要請することが想定される。）に要請します。

ウ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- (ア) 医薬・生活衛生班は、国又は他都道府県からの医薬品等の供給及び薬剤師の被派遣がある場合、災害薬事コーディネーターと協議のうえ医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。
- (イ) 医薬・生活衛生班は、医薬品集積所が設置される場合、災害薬事コーディネーターにその管理・運営の統括を指示します。
- (ウ) 医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーター及び関係機関・団体と県内の医薬品等の供給及び薬剤師の活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて災害薬事コーディネーター及び関係機関・団体と協議します。

第3章 薬剤師による医療救護活動

1 活動場所ごとの対応

(一社) 栃木県薬剤師会との協定等により、災害時に医療救護活動にあたる薬剤師及び被災地域の薬局等における薬剤師の主な業務は以下のとおりです。

(1) 医薬品集積所での医薬品等の管理

ア 医薬品等の保管・管理

施設内の温度を適切に保つよう、換気等により温度管理対策を講じると共に、以下に留意し、保管・管理します。

(ア) 品名、数量、同種同効薬の有無及び数量の管理

(イ) 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・医療用衛生材料等の別、薬効別及び剤形別等の分類

(ウ) 有効期間・使用期限の確認・管理

(エ) 保存に注意が必要な医薬品等（要冷暗所保存・要防湿）の保管

(オ) 取り扱いに注意が必要な医薬品（向精神薬及び毒薬・劇薬等）は他の医薬品と分ける等法令に従った保管

(カ) 向精神薬等特に注意を要する医薬品の在庫確認及び適正な管理

(キ) 医薬品使用に不可欠な資材及び補助剤（注射器、輸液セット及び吸入アダプター等）は医薬品の供給の際に添付漏れがないよう医薬品に隣接して保管

イ 医薬品等の受払

医薬品集積所は、以下のとおりに医薬・生活衛生班等の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理及び供給を行います。

(ア) 保健医療福祉調整本部等の指示による供給

(イ) 求められた医薬品がない場合の代替薬の提案

(ウ) 不足が予想される医薬品等については県災害薬事コーディネーター等を通じた医薬・生活衛生班等への確保要請

(エ) 受け入れ及び供給の記録（様式1）

ウ 支援医薬品等一覧リストの定期的な作成・報告（様式2）

(2) 医療救護所等での医薬品等の管理、調剤及び服薬指導

医療救護所等（医療救護班の活動拠点での医薬品等定数保管場所を含む）において、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

ア 活動準備

(ア) 前任の医療チーム及び活動場所の責任者（管理者）と打合せを実施

(イ) 電気、水道及びガス等のライフラインの状況の確認並びにライフラインの状況に応じた医薬品等の保管・管理方法の検討

(ウ) 現地での医薬品等の補給方法の確認

(エ) 現地での他の医療チームの活動状況の把握及び薬剤師同士の連携

(オ) 地域薬局の開局状況の確認及び連携強化並びに連携した活動の積極的な実施

(カ) 近隣医療機関の診療状況及び薬局の開局状況確認並びに積極的な支援

(キ) 処方箋の応需可能な近隣薬局の所在確認

イ 主な業務

(ア) 医薬品等の在庫管理等

●医療救護所内における医薬品等の保管場所及び調剤場所の確保

●医薬品を管理しやすいよう分類するとともに一覧表及び棚表を配置

●医薬品等ごとの適切な保管環境整備（要冷暗所保存、毒薬・劇薬及び向精神薬等）

●調剤場所への調剤物品の配置及び衛生的な環境の整備

●医薬品等の保管場所及び調剤場所に関係者以外が立ち入ることのないよう整備

●調剤した医薬品及び補充した医薬品等の日別集計及び記録の作成

●医療救護所内の医薬品等の種類・数量の把握

●不足が予測される等補充が必要な医薬品等のリスト（品名・数量）の作成及び補充の手配

(イ) 医薬品等使用に関する医師や看護師等への情報提供

●医療救護所の限られた医薬品での最良の処方・治療のため医療救護所内の医薬品の在庫把握及び使用できる同種同効薬の医師への選択・提案

●在庫医薬品等の整理・把握及び医師等への情報提供

(ウ) 患者の使用薬等の聞き取り、医薬品等の鑑別・特定及びお薬手帳の活用

- 医療救護所での診察前に被災者から平時に使用している使用薬等を聞き取り、医薬品等の鑑別・特定を行うことでお薬手帳（携帯していない場合は様式3）への医薬品名等を記載（これにより、医師は効率的な診療を行うことができ、多くの患者の診察が可能となります。）
- アレルギー歴及び副作用歴等の確認並びにお薬手帳への記載（過去の薬剤服用歴が確認できない場合）アレルギー歴及び副作用歴等とともに医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等をお薬手帳（携帯していない場合は様式3）に記載し、他の医療救護班又は医療機関での診察時にお薬手帳等の提示を推奨

(エ) 調剤及び服薬指導

- 医療救護所の医師が発行する災害処方箋に基づく医薬品の調剤（在庫がない場合は医師との相談により同種同効薬又は代替薬による調剤）
 - 医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等を薬袋（お薬手帳があれば手帳にも）に記載し、継続して医療機関等を受診する場合は、薬袋又はお薬手帳を医師に提示するよう指導
 - 医薬品交付時に患者又は代理人への服薬指導
- ※特に、普段服用している医薬品と異なる医薬品（同種同薬等）を交付する場合は、十分に説明を行い、患者の理解を得るよう努める。また、糖尿病患者や喘息患者等への服薬指導は慎重に行う。
- 一般用医薬品のうち、殺菌消毒薬及び含嗽薬等医療用に転用可能な医薬品について、医療救護所の医療用医薬品需給状況の勘案による医療救護班の救護活動への優先的利用の実施（医療用衛生材料も同様）
 - 一般用医薬品の交付時には患者の申し出等を十分聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した一般用医薬品名・数量を記載

(3) DMAT及び医療救護班等の医療チームへの帯同

DMAT及び医療救護班等の医療チームが円滑に活動できるよう、必要に応じ医療チームの一員として薬剤師が帯同し、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

ア 巡回診療用の医薬品等及び調剤用資材の準備

イ 前項（2）イと同様に、情報提供、聞き取り、調剤及び服薬指導を実施

ウ 医療救護班等の会議への参加による状況把握

(4) 薬剤師班による医療救護活動

薬剤師班とは、避難所を中心として下記アからエのとおり活動する薬剤師により構成されるチームであり、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなります。これらチームの派遣先については、地域災害医療コーディネーターチームを含む医療圏別保健医療福祉調整本部会議内での議論の上で調整されます。

医療救護班又は保健師チームから薬剤師班へ協力要請があった場合には、対応可能な業務内容等を勘案の上、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。薬剤師班は、医療救護活動の他にも、下記エのとおり公衆衛生活動に従事します。

ア 活動準備

- (ア) 避難所で活動を行う場合は、避難所の責任者（管理者）と十分に打合せを行い、注意事項、ニーズ及び他の支援チームの有無を把握した上で活動を開始する。
- (イ) 一般用医薬品・医療用衛生材料が避難所にて在庫されている場合は、保管管理・交付・相談場所を確保するとともに、一般用医薬品・医療用衛生材料を交付しやすいように分類し、避難者が直接手に取ることが出来ない場所に保管する。

イ 巡回・服薬指導

- (ア) 薬剤師班は、避難所の規模や設置場所によって、避難所を定期的に巡回するとともに、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を実施する。
- (イ) 医薬品等に関する相談に積極的に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対しては、医療救護所等への受診勧奨等適切に指導する。
- (ウ) 避難所で不足している医薬品等があると思われる場合は、市町等を通じて供給を要請する。

ウ セルフメディケーション支援

- (ア) 被災者のセルフメディケーション支援のため、医薬品等のみならず健康及び食事に関する相談を受け、アドバイスを実施する。
- (イ) 医薬品集積所から供給される等により、避難所で一般用医薬品が在庫されており、医師の診断・治療を必要としない軽症患者から一般用医薬品の供給の要請があり、当該医薬品を供給する場合、患者の申し出等を十分に聞いた上で、必要最小量を交付する。また、使用方法を指導

- し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載する。
- (ウ) 避難所生活の長期化の影響に伴う、栄養バランスの悪化及び運動不足等に対し、総合ビタミン剤の供給及び運動の励行等生活面を指導する。（被災地で栄養・食生活の支援活動を行う日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）が活動している場合には適宜連携する。）
 - (エ) 避難所生活者に共通して発生する健康上の問題等に備えて、生活者向けの健康教室等を開催し、健康意識の向上により健康増進を奨励する。
 - (オ) 避難所生活者の要介護等健康上の問題が見られた場合は、関連する他のチームを紹介する。
 - (カ) 避難所生活者の健康上の要望など、気付いたことを積極的に避難所責任者あてミーティング等で報告するとともに、改善について提案する。

エ 公衆衛生活動

医療救護活動のほか、市町が行う避難所の管理について連携し、トイレ及びごみ保管場所の消毒、飲料水道の衛生管理並びに害虫駆除及び感染症予防等のための助言・指導を行います。

(5) 薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導

薬局等が医療救護所等において医師が発行した災害処方箋を応需した場合は、薬局等において調剤及び服薬指導等を実施します。災害処方箋は、保険調剤の対象とならないことに留意してください。

なお、災害処方箋による調剤及びお薬手帳の活用については、第7章を参照するとともに、災害処方箋に係る費用請求のために想定される通知案を参考に、災害処方箋等による調剤実績の取りまとめにもあらかじめ留意してください。

(6) 医療機関及び薬局等での保険調剤

医療機関及び薬局等において保険調剤に従事する薬剤師が不足している場合、国から発出される通知により、必要に応じ、医療機関及び薬局からの派遣要請に基づき、地域別保健医療福祉調整本部事務局が地域災害医療コーディネートチームと連携しながら調整を行います。また、健康保険証がなくとも患者が医療機関及び薬局等を利用できるよう、災害時の医薬品の交付等について、特別措置が講じられることがある点に留意してください。

被災地の薬局において想定される対応は以下のとおりです。

ア 災害支援薬剤師の受け入れ調整

過去の大規模災害時には、国から、被災地の薬局に対する薬剤師応援業務に際して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく変更届及び兼務許可の省略に関する通知が発出されました。また、薬局の営業時間を変更する場合若しくは薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の数等を変更する場合においても、変更届を省略して差し支えない旨の通知も発出されました。災害支援薬剤師の受け入れ時には、国の通知をその都度確認してください。

イ 仮設薬局の開設

過去の大規模災害時には、国から、薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設薬局等」という。）において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等としての継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されました。具体的な対応に当たっては、県及び（一社）栃木県薬剤師会等による通知をその都度確認してください。

ウ 医薬品の取り扱い

過去の大規模災害時には、国から、交通の遮断又は近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができない場合、お薬手帳又は薬袋等で処方内容が確認できれば、処方箋がない場合でも医薬品の受け渡しが可能となる旨の通知が発出されました。ただし、麻薬及び向精神薬の取り扱いについては、医師への連絡等が必要となること等に留意してください。

2 活動終了・引継ぎ

救援活動を後任者に引き継ぐときは、以下の点に留意しながら、それまでの救援活動の内容を後任者に分かるように記録に残すことが重要です。（様式4）また、医療救護活動終了後の余剰医薬品等については、後任者に説明して引き継ぐか、又は、携行した者が責任をもって持ち帰ることとし、放置されることのないよう留意する必要があります。

- (1) 活動終了時の医薬品等の在庫を明確にし、医薬品等の種類・数量を記載したリストを作成する。
- (2) 救護活動を他の医療チームに引き継ぐ場合は、救護状況及び使用医薬品等の状況を正確に報告する。

- (3) 他の医療チームに残薬を譲渡する場合は、医薬品等リストを添えて譲渡する。
- (4) 救護活動を行う際に連携を取っていた現地指揮者及び支援元（例：（一社）栃木県薬剤師会又は（一社）栃木県病院薬剤師会等）へ活動終了の連絡をする。

第4章 情報収集と伝達

1 緊急時連絡先の整備

医薬・生活衛生課は、協定を締結している関係団体等（地域薬剤師会を含む）、災害用備蓄医薬品等を備蓄している栃木県医薬品卸協会等から、通信手段の多重化を考慮した緊急時連絡網を整備します。

各連絡先共有者は、緊急連絡体制を整備し、緊急時連絡先に変更があった場合は、速やかに更新し、医薬・生活衛生課に報告します。

医薬・生活衛生課は、連絡先を更新した場合、速やかに関係機関に対して周知します。

2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達

医薬・生活衛生課は、上記緊急時連絡網を活用するとともに、関係機関と連携しながら、薬局等の被災状況及び業務継続状況等について、一元的に情報の収集・伝達を行います。収集した情報は、関係機関・団体に必要に応じて提供します。

(1) 薬局

ア 薬局は、被災・業務継続状況を地域薬剤師会に報告します。

イ 地域薬剤師会は、地域内の状況を取りまとめ、(一社)栃木県薬剤師会あて報告します。

ウ (一社)栃木県薬剤師会は、県内の状況を取りまとめ、医薬・生活衛生課に様式5により報告します。

エ 医薬・生活衛生課は、報告された情報をまとめ、必要に応じて医療圏別保健医療福祉調整本部に情報提供します。

(2) 医薬品卸売販売業者等

ア 医薬品卸売販売業者は、災害用備蓄医薬品等を備蓄している医薬品卸売販売業者の店舗が被災して業務継続が困難な状況であることが判明した場合、医薬・生活衛生課に報告します。

イ 医薬品卸売販売業者等は、常時取り引きしている薬局が被災して業務継続が困難な状況であることが判明した場合、医薬・生活衛生課に報告します。

ウ 医薬・生活衛生課は、報告された情報を必要に応じて関係機関・団体に提供します。

3 情報共有について

医薬・生活衛生課、災害薬事コーディネーター及び関係機関・団体間の連絡を取る手段・運用は、災害の都度、個別に連絡します。

第5章 医薬品の供給

1 事前の備え

(1) 医薬・生活衛生課

医薬・生活衛生課は、栃木県医薬品卸協会及びサンメディックス（株）宇都宮支店と「災害用医薬品等備蓄供給業務の委託契約」を、栃木県医療機器販売業協会と「災害時における医療機器等の調達等に関する協定」を、また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会と「災害時に必要な物資の供給に関する協定」を、さらに、栃木県薬事工業会と「災害時における物資の供給協力に関する協定」を締結しています。医薬・生活衛生課は、医薬品等の供給に関する協定を結んでいる栃木県医薬品卸協会等と緊密な関係を保ちます。

このことにより、災害時に必要とする医薬品及び衛生材料は、医薬品卸売業者等が流通備蓄（一部は県購入備蓄）として確保しています。

(2) （一社）栃木県薬剤師会

（一社）栃木県薬剤師会は、県との災害時の協定に基づき県が行う医療救護活動について、必要な準備を事前に行います。また、市町が行う医療救護活動についても地域薬剤師会の協力を得て実施できるように必要な調整を行います。

(3) 薬局

各薬局は、発災直後に医薬品等の流通が一時期停止する可能性を念頭に、発災後の概ね3日間に使用する量の医薬品等の備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法等について、取引先の医薬品卸売販売業者等との協議等により、緊急時の対策を講じることに努めます。

2 医薬品集積所の設置

県は、支援物資の医薬品等を集積するため、必要に応じ医薬品集積所を設けます。

医薬品集積所に集積される物資には、民間等からの支援物資のほか、状況によっては、国、他都道府県から供給された医療用医薬品、災害救助のための医療用医薬品及び流通調達した医療用医薬品のほか、一般用医薬品、医薬部外品及び医療用衛生材料などが想定されます。

(1) 医薬品集積所

ア 医薬・生活衛生班

医薬・生活衛生班は、支援物資の医薬品等を集積するため、必要に応じ医薬品集積所を設けます。

医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーターと共同で医薬品集積所の管理・運営を統括します。

イ 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターは、医薬・生活衛生班と共同で（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会等の協力を得て、医薬品集積所の管理・運営を統括します。災害薬事コーディネーター及び医薬・生活衛生班だけでは、医薬品集積所の管理・運営が困難な場合、医薬品集積所を管理する災害支援薬剤師の派遣を（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会に対して要請します。

災害薬事コーディネーターは、医薬品等の品目・量が不足し、医療救護施設等からの供給要請に応需できない場合、医薬・生活衛生班に不足している医薬品の確保等を要請するなど、医薬品集積所に適切な品目・量の医薬品等を保管できるよう努めます。

ウ 災害支援薬剤師

医薬品集積所に派遣された災害支援薬剤師は、災害薬事コーディネーターまたは医薬・生活衛生班による指示のもと、国等から供給された医薬品等を仕分け・管理し、払い出しの要請のあった医療救護施設等に供給します。

医薬品集積所に派遣された災害支援薬剤師は、医薬品集積所に入庫した医薬品等の品目・量等を、災害薬事コーディネーターまたは医薬・生活衛生班に定期的に報告します。

(2) 支援物資の医薬品等の受け入れ

ア 医薬・生活衛生班は、支援物資の医薬品等の提供の申し出があった場合、その必要性について災害薬事コーディネーターと協議の上、必要と判断される場合、医薬品集積所に受け入れます。

イ 医薬・生活衛生班は、災害時には医療圏別保健医療福祉調整本部及び市町における医薬品のニーズを定期的に確認します。

(3) 医薬品集積所の閉鎖

ア 医薬・生活衛生班は、医薬品等の在庫状況及び市町からの供給要請等の状況を踏まえた上で、災

害薬事コーディネーターと協議の上、医薬品集積所を閉鎖します。

イ 医薬品集積所に残存している医薬品等は、医薬・生活衛生班が廃棄等の処理を行います。

3 医薬品等の供給

原則、災害時でも平時と同様に医薬品の供給体制が機能している場合は、医薬品等の発注は、直接、医薬品等卸売販売業者に対して行います。

災害時、医薬品等卸売販売業者の供給体制が機能していない場合、医薬品等の発注は、以下のとおりとします。

なお、医薬品等卸売販売業者の機能が復活している場合、医薬・生活衛生班が栃木県医薬品卸協会等と協議の上、医薬品等の発注を、直接、医薬品等卸売販売業者に対して行えるよう調整します。

(1) 医療救護施設等

ア 医療救護所等は、市町災害対策本部に医薬品等の供給を要請します。

また、DMAT、医療機関及び薬局は、保健医療福祉調整本部に医薬品等の供給を要請します。

ただし、市町災害対策本部及び医療圏別保健医療福祉調整本部を介して保健医療福祉調整本部に医薬品等の供給を要請することもできます。

(2) 保健医療福祉調整本部（医薬・生活衛生班）

ア 医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーターと協議の上、医薬品等供給要請先に係る被災状況及び要求量と各委託契約又は協定を締結している関係団体等からの供給応需等に係る情報を集約し、災害薬事コーディネーターと協議の上、供給を総合的に調整した後に決定します。

イ 医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーターと協議の上、栃木県医薬品卸協会等の協力の元、原則として（ア）～（ウ）の中から供給を調整します。

（ア）栃木県医薬品卸協会、サンメディックス(株)宇都宮支店、栃木県医療機器販売業協会、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、又は栃木県赤十字血液センターに医薬品等の供給を要請する。

（イ）国又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。

（ウ）医薬品集積所が設置されている場合、医薬品集積所の支援医薬品等を供給する。

ウ 前項（ア）～（ウ）において、医薬品等の供給について応需を得ることができた場合、医薬・生活衛生班は、医薬品等供給要請元に応需内容を連絡します。

エ 医薬・生活衛生班は、医薬品等供給要請元に医薬品等を指定場所に運搬します。

オ 医薬・生活衛生班は、指定場所での医薬品等の受領が困難な場合、医薬品等供給要請元と輸送手段・受取場所・時間等について調整します。

カ 医薬・生活衛生班は、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合、代替搬送手段の確保を県災害対策本部に要請します。

(3) 災害支援薬剤師

ア 災害支援薬剤師が、派遣先の市町から医薬品等の供給要請を受けた場合、市町圏域の医薬品等卸売販売業者の医薬品供給機能が復活しているときは、直接、医薬品等卸売販売業者に発注します。

イ 市町が地域薬剤師会と医薬品等の供給に関する協定を締結している場合、災害支援薬剤師は、当該協定に基づき地域薬剤師会会員薬局に供給を要請します。

ウ 災害支援薬剤師は、市町圏域で医薬品等の供給が困難な場合、市町災害対策本部に支援を要請します。

エ 災害支援薬剤師は、市町災害対策本部から応需の連絡があった場合、応需内容を医薬品等供給先に供給される医薬品等を連絡します。

オ 災害支援薬剤師は、医薬品等の受入体制を整えます。

カ 災害支援薬剤師は、医薬品等の受入れにおいて輸送手段・場所・時間等を調整し、譲受します。

キ 災害支援薬剤師は、譲受した医薬品等を要請元に受渡します。

(4) 医薬品等の配送体制

栃木県医薬品卸協会等は、災害発生時に医薬品等を運搬する車両が速やかに緊急交通路の通行が可能となるように、所有する車両を緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領に基づき、医薬・生活衛生課を通じ県公安委員会からの規制除外車両事前届出済証の交付を受けることとします。災害発生時には、県知事（危機管理防災局）又は公安委員会（県警察本部、警察署等）において標章及び除外証明書が発行を受け、緊急交通路を通行します。

第6章 薬剤師の派遣

1 事前の備え

(1) 医薬・生活衛生課

県は、医療救護班（医療救護所）、避難所、医薬品集積所、医療機関及び薬局等に薬剤師を迅速に派遣することができるよう、（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

(2) （一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会

（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会は、災害発生時に薬剤師を円滑に派遣できるように、（公社）日本薬剤師会及び（一社）日本病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

(3) 地域薬剤師会

地域薬剤師会は、災害発生時に薬剤師派遣について円滑に調整できるように、（一社）栃木県薬剤師会及び市町担当部署と協議しておきます。

2 薬剤師の派遣

災害発生時に薬剤師の派遣が必要となった場合の要請及び派遣のための調整等については、以下（1）～（3）のとおり行います。

なお、薬局の管理薬剤師（薬局を实地に管理する薬局開設者を含む）は、薬局以外の場所での兼務の制限がありますが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等が発出されることにより、管理者変更や兼務許可の手続きを行わなくても被災地で業務を行うことが可能となります。よって、災害時には、速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、医薬・生活衛生課が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。

(1) 市町

各市町が開設する医療救護所若しくは避難所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合、市町災害対策本部は、下記（ア）～（オ）を明らかにして直接または医療圏別保健医療福祉調整本部を介して、保健医療福祉調整本部に薬剤師派遣を要請します。

（ア）派遣先

（イ）派遣期間

（ウ）派遣人数

（エ）集合場所・日時

（オ）従事内容

(2) 医療圏別保健医療福祉調整本部

医療圏別保健医療福祉調整本部は、市町災害対策本部又はDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師班等若しくは医療機関及び薬局から薬剤師の派遣要請を受けたときは、保健医療福祉調整本部に薬剤師の派遣を要請します。

(3) 保健医療福祉調整本部

ア 医薬・生活衛生班は、医療圏別保健医療福祉調整本部等から薬剤師の派遣要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターと共に（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会に薬剤師の派遣を要請します。

イ 医薬・生活衛生班は、医薬品集積所で医薬品等の管理等を行う薬剤師が不足した場合、災害薬事コーディネーターと共に（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会に薬剤師の派遣を要請します。

ウ 医薬・生活衛生班は、県内の薬剤師だけで調整できない場合、（一社）栃木県薬剤師会を通じて（公社）日本薬剤師会に、（一社）栃木県病院薬剤師会を通じて（一社）日本病院薬剤師会に派遣を要請します。

エ 医薬・生活衛生班は、派遣調整の結果を要請元に連絡します。

3 薬剤師の派遣調整等

(1) 派遣先の決定

ア 医薬・生活衛生班は、派遣先を決定するにあたり、派遣要請内容及び（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会からの派遣調整等を集約し、災害薬事コーディネーターと協議のうえ派遣を決定します。

イ 医薬・生活衛生班は、調整結果を派遣要請先に連絡します。

ウ 派遣された薬剤師（災害支援薬剤師）は、医薬・生活衛生班から依頼された派遣先で業務を行い

ます。

派遣先は、以下の団体・機関が想定されます。

【派遣先として想定される団体・機関】
地域災害医療コーディネーター、管内市町、郡市医師会、
郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部、管内災害拠点病院 等

(2) 派遣期間

原則として、被災直後は3日程度を目安に、また、その後は1週間前後を目安にした派遣体制とします。避難生活の長期化により、長期間の活動が必要な場合には、医薬・生活衛生班は、災害薬事コーディネーターと協議の上、途切れなく医療が提供できる体制の編成に努めます。

(3) 医療救護活動の実施状況の報告と派遣調整等への反映

ア 派遣された災害支援薬剤師は、派遣先と連携して、業務に努めます。

イ 災害支援薬剤師は、派遣後に医療救護及び保健衛生に関する活動内容を医薬・生活衛生班に報告します。医薬・生活衛生班は、報告内容を以降の災害時の医療救護活動における派遣調整、保健衛生活動等に反映させます。

第7章 災害処方箋・お薬手帳の活用

1 災害処方箋、薬袋

医療救護所又は避難所でDMAT及び医療救護班等が治療を行い持参している医薬品等を処方した際は、処方内容を災害時医療カルテに記録し、また、所持する医薬品の不足等により処方医薬品を直接交付できない場合等は、災害処方箋（参考様式1）を発行することになります。

2 お薬手帳の活用

災害処方箋を応需した医療救護所内の調剤所等は、薬袋に必要事項を記載し、薬剤を交付するほか、患者がお薬手帳を持参した場合は、お薬手帳に処方内容を記載して渡します。

お薬手帳は、平時から処方された医薬品名や数量等の情報を記載し、患者自らが所持するもので、避難時に所持し、記録を続けることで、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴等が分かることから、迅速で的確な治療や処方に繋がります。

なお、医療機関への受診が交通遮断等で困難な場合又は医療機関の被災により閉鎖されている場合等客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けることができないと認められる場合において、慢性疾患に係る処方内容であることが、薬歴、お薬手帳及び薬袋等から明らかに分かる場合は、事後に処方箋が提出されることを前提として保険調剤できることとする国からの通知が発出された際には、医薬・生活衛生課等は積極的に周知するよう努めます。

第 8 章 様式

使用薬等の聞き取り

聞き取り年月日	R7.1.1		
薬剤師氏名	薬剤 四郎	薬剤師連絡先	
患者氏名	山田 花子	性別	
生年月日		年齢	
患者住所	宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0		
現在の居所	〇〇避難所		
連絡先			
既往歴	糖尿病、緑内障		
アレルギー歴			
副作用歴			
薬剤名（不明な時は剤形、色等）	服用方法	処方医/OTC	残数
グリメピリド錠 0.5 mg	3T 分3	〇〇内科	2T
ラタノプロスト点眼	1日2回	〇〇眼科	0.5本

様式第 1 号

医療救護活動報告書

班 名	医療救護活動場所の 名称及び所在地	活 動 状 況
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)




県庁医薬・生活衛生課
FAX : 028 - 623 - 3116
メール : iyakueisei@pref.tochigi.lg.jp

第 報

被災状況報告書

1. 報告日時 令和 年 月 日 時

2. 被災薬局

No.	名称	所在地	被害状況			
			建物被害	人的被害	開局継続	その他
例	塙田薬局	宇都宮市塙田 1-2-3	有	有	可	床上浸水 管理薬剤師負傷
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	

(注意)

- ・「建物被害」欄は、全壊・半壊、床上・床下浸水などを受けた場合に「有」としてください。
- ・「人的被害」欄は、その薬局に勤務している薬剤師に人的被害があった場合に「有」としてください。
- ・「開局継続」欄は、建物被害又は人的被害により薬局の継続が困難な場合「不可」としてください。
避難勧告により避難しているため、薬局の継続が困難な場合も「不可」としてください。
- ・「その他」欄は、建物被害の状況（「全壊」、「半壊」、「床上浸水」、「床下浸水」等）又は、人的被害（「管理薬剤師負傷」等）とに分けて記入してください。また、避難勧告により避難している場合は、「避難中」としてください。

災害処方箋

患者	氏名		男・女	医療救護所の名称・所在地
	明・大・昭・平・令 年 月 日生			所属する医療機関・チーム等の名称
交付年月日		年 月 日		処方医師氏名 ㊞
処方箋の使用期間		交付の日を含めて4日以内		連絡先
処方				
備考	投与日数 1日 ・ 2日 ・ 3日 ・ 4日 (○を付ける)			
調剤済年月日	年 月 日		調剤した薬剤師氏名	㊞
調剤した薬剤師の所属する組織の名称または連絡先				
調剤した医療救護所等の名称及び所在地				

患者情報 氏名
 自宅住所
 連絡先
 避難場所

第 9 章 薬事関係協定等

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区薬剤師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により薬剤師班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

（1）救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。

（2）救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

(3) 医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。

(4) その他医療救護活動において必要な業務を行う。

(指揮命令)

第5条 乙により派遣された薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものの他、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからこの協定の更新について

意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃 木 県

知 事 福 田 富 一

乙 宇都宮市緑5丁目1番5号

社団法人栃木県薬剤師会

会 長 長 野 順 一

災害時の医療救護に関する協定実施細則

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成24年3月28日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定第2条の規定に基づき薬剤師班を派遣した場合は、当該薬剤師班の行う救護活動の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 薬剤師班活動状況報告書（様式第1号）
- (2) 薬剤師班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故報告書）

第2条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第3条 協定第8条第1項第1号に規定する薬剤師班の編成及び派遣に係る経費並びに第2号に規定する使用した医薬品等に係る実費弁償の範囲及び額は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

2 協定第8条第1項第3号に規定する扶助費の範囲及び額は、政令又は災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和39年栃木県条例第11号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

3 協定第8条第1項第4号に規定する費用弁償は、前項に該当しない費用であって、甲乙協議の上甲が弁償することが適当と認められたものについて行うものとする。

（費用弁償の請求）

第4条 協定第8条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求するものとする。

2 協定第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、政令又は条例の定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費申請者から請求を受理した時は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事 福田 富一

乙 宇都宮市緑5丁目1番5号

社団法人栃木県薬剤師会

会長 長野 順一

医療救護活動報告書

班名	医療救護活動場所の 名称及び所在地	活動状況
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで (活動内容)

薬 剤 師 班 員 名 簿

班 名 _____

職 種	氏 名	所属若しくは 勤務先	住 所	従事期間
				00.00.00～ 00.00.00

様式第3号

薬 剤 等 使 用 報 告 書

1 薬剤及び特定保険医療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

様式第 3 号（つづき）

2 調剤器具の破損等

品名	規格	金額	破損の状況

事 故 報 告 書

年 月 日

年 月 日から 年 月 日までの医療救護活動において、
下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

栃木県知事 様

社団法人栃木県薬剤師会
会長

印

氏名		性別	男・女	年齢	
住所					
班名		職種		勤務先	
傷病名			程度	重度・中等症・軽傷	
外来・入院（ 月 日）			医療機関名		
受傷（発病）	日時	年 月 日 時 分			
	場所				
死亡	原因				
	日時	年 月 日 時 分			
	場所				
状況					

費用弁償請求書

年 月 日

栃木県知事 様

社団法人栃木県薬剤師会
会長

印

次の金額を請求します。

金 _____ 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける医療救護活動に対する費用弁償

経 費	支 出 区 分	金 額	説 明
薬剤及び特定保険医療材料並びに調剤器具の破損等			
薬剤師班の編成及び派遣			
上記以外			

様式第3号 付表1

薬剤等使用報告書

(救護所等で交付された処方せんに基づく調剤実施状況報告書)

支部名

薬剤師氏名

薬局名

薬局所在地

調剤日	患者氏名	生年月日	患者住所	薬剤料	特定保険 医療材料料	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)	備考
						調剤技術料	薬学管理料	その他	合計	
				点	点	点	点	点	点	
計				点	点	点	点	点	点	

※ 患者毎に処方せんの写し等、使用した薬剤の規格、数量等が把握できるものを添付すること。

様式第3号 付表2

薬剤等使用報告書

(救護所等で交付された処方せんに基づく調剤実施状況報告書)

薬局名	調剤月日	患者数(応需処方せん数)	薬剤料	特定保険 医療材料料	(参考)	(参考)	(参考)	(参考)	備考
					調剤技術料	薬学管理料	その他	合計	
			点	点	点	点	点	点	
	計		点	点	点	点	点	点	

※ 患者毎に処方せんの写し等、使用した薬剤の規格、数量等が把握できるものを添付すること。

薬第372号
平成28年8月22日

一般社団法人栃木県薬剤師会
会長 大澤 光司 様

栃木県保健福祉部薬務課長 森川 博夫

災害時における情報収集及び提供依頼について

平素より薬務行政の推進につきましては、御配慮いただき、有り難うございます。

貴会は、地震等災害発生時の会の業務について、栃木県薬剤師会業務継続計画書及び災害対策マニュアルにより、地域薬剤師会の機能維持に、いち早く支援が可能となるよう、薬局の被災状況を把握し対応されていると思います。

つきましては、本県としましても、被災薬局をいち早く把握し、対応を検討する必要があることから、地震等災害発生時に貴会が把握した県内の薬局の被災状況を別紙により本県に提供していただきたくお願いいたします。

なお、貴会が策定した災害対策マニュアル等は、地震災害を想定されていますが、昨年の台風を起因とする水害や、近年、頻発している記録的短時間大雨、竜巻等に起因する災害時においても、積極的に地域薬剤師会の薬局の状況について情報収集していただきたく、被災薬局を把握した際には、別紙により本県に提供していただきたく、併せてお願いいたします。

保健福祉部薬務課 薬事審査担当 担当：荒井 TEL:028-623-3120 FAX:028-623-3121

県薬



県庁薬務課
FAX : 028-623-3121

第 報

被災状況報告書

1. 報告日時 平成 年 月 日 時

2. 被災薬局

No.	名称	所在地	被害状況			
			建物被害	人的被害	開局継続	その他
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	

(記 載 例)

県 薬



県庁薬務課
FAX : 028-623-3121

その当該災害において報告いただいた連番としてください。

第 1 報

実際に報告した日時を記載してください。

被災状況報告書

1. 報告日時

平成 28 年 8 月 8 日 15 時

2. 被災薬局

No.	名称	所在地	被害状況			
			建物被害	人的被害	開局継続	その他
1	埴田薬局	宇都宮市埴田1-2-3	有	有	可	床上浸水 管理薬剤師負傷
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	
			有	有	可	
			無	無	不可	

被災した薬局の名称及び所在地を記入してください。

建物被害とは、全壊・半壊、床上・床下浸水などを受けた場合は「有」としてください。

当該災害により、その被災した薬局に勤務している薬剤師に人的被害があった場合は「有」としてください。

当該災害により、建物被害及び人的被害により薬局の継続が困難な場合は「不可」としてください。また、避難勧告が発令されて避難することにより薬局の継続が困難な場合も、「不可」としてください。

当該災害により、建物被害の状況（「全壊」、「半壊」、「床上浸水」、「床下浸水」等）又は人的被害（「管理薬剤師負傷」等）とに分けて記入してください。また、避難勧告が発令されて、避難している場合は、「避難中」としてください。

災害時における医療機器等の調達等に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と栃木県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療機器等の調達等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等（医療機器、衛生材料その他甲が指定するものをいう。以下同じ。）の調達等に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請の内容）

第3条 甲が、乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う医療救護活動に必要な医療機器等の調達及び配送
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をするとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（緊急要請）

第5条 第2条の協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の加入協会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療機器等の引渡し）

第6条 医療機器等の引渡し場所については、甲が指定するものとし、当該指定場所において甲又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引き渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第7条 第2条の要請により供給された医療機器等の代金は、甲が負担するものとする。

(搬送態勢の確保)

第 8 条 医療機器等の搬送については、乙又は乙の会員が行うものとし、甲は搬送の用に供する車両を優先車両として通行できるように支援する。

(連絡員の派遣等)

第 9 条 災害時の医療機器等の調達等を円滑に実施するため、乙は、甲が設置する県災害医療本部に連絡員を派遣することができるものとする。

2 乙は、県災害医療本部への医療機関からの相談等に対応するものとする。

(情報の収集及び提供)

第 10 条 乙は、災害時に乙が収集した医療機器等の被害状況及び供給状況を、速やかに、甲に情報提供するものとする。

(平常時からの体制)

第 11 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制の構築及び医療機器等の供給についての情報交換や災害訓練等を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 31(2019)年 3 月 11 日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
栃木県
知事 福田 富一 印

乙 栃木県宇都宮市問屋町 3 4 2 6 - 4 2
栃木県医療機器販売業協会
理事長 益子 和大 印

災害時における物資の供給協力に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と栃木県薬事工業会（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合等で、災害救助の必要があると認められたとき（以下「災害時等」という。）に、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）県外において災害が発生し、災害救助の必要があると認めるとき
- （3）その他甲が特に必要と認めるとき

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）医薬品
- （2）医療機器
- （3）衛生材料
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（措置状況の報告）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、乙は、可能な限り甲の指定する引渡し場所へ物資を配送するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資及び乙が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、前条の費用を、乙から請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

(保有物資及び数量)

第9条 乙は、別表に掲げる物資を常時保有するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第10条 甲は、乙に対し、毎年定期的に、前条に規定する物資の保有数量の報告を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 甲と乙は、その連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 宇都宮市本町12-11
栃木県薬事工業会
会長 溝田 雅洋

災害時に必要な物資の供給に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第1条の規定に基づき、災害時に必要な物資の供給に関する業務の実施について、甲が乙に対し協力を要請する場合において、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）県外において災害が発生し、災害救助の必要があると認められるとき
- （3）その他甲が特に必要と認めるとき

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）医療用酸素ガス
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（措置状況の報告）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、乙は、可能な限り甲の指定する引渡し場所へ物資を配送するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の供給に関する業務に要した費用は、甲が負担し、その負担区分については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、前条の費用を、乙から請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第9条 甲は、乙に対し、毎年定期的に、第3条各号に規定する物資の保有数量の報告を求めることができるものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係機関による連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれに記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 昭 夫

乙 宇都宮市陽東6丁目3番29号
社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会
会長 小 篠 一 暉

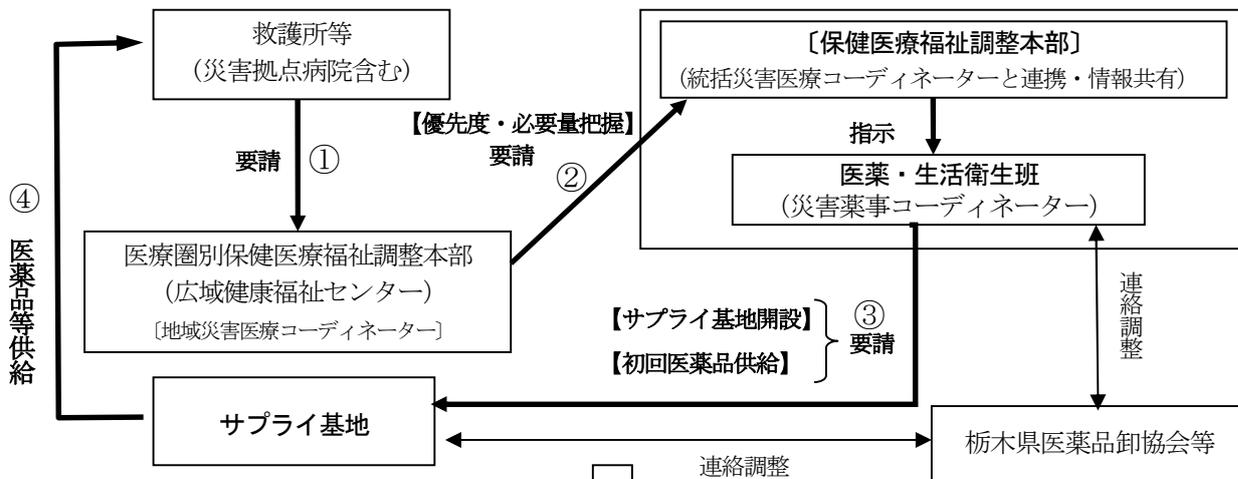
第 10 章 資料集

1 備蓄医薬品・医療機器類(衛生材料含む)の供給体制

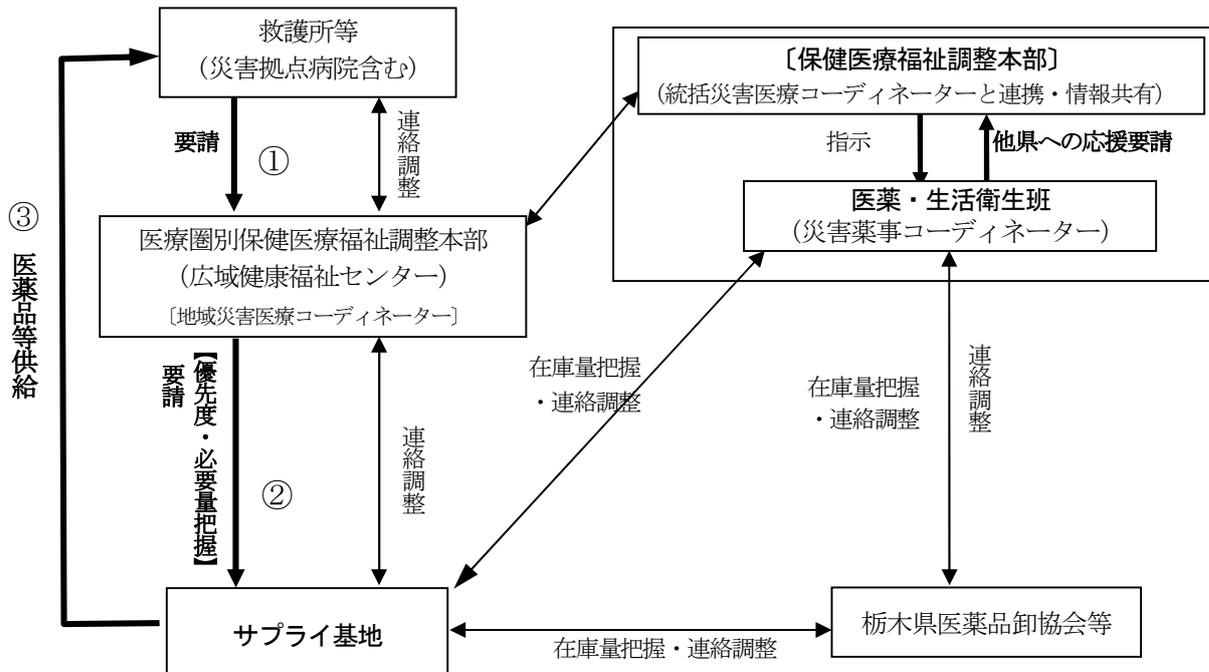
○医療用医薬品・衛生材料等の供給

◇初動時（サプライ基地開設～初回供給まで）

〔☆サプライ基地は、県内5箇所の医薬品卸営業所等（県北1、県央3、県南1）〕

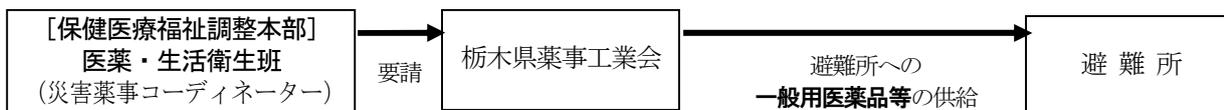


◇サプライ基地開設後（2回目供給からは、要請・供給ルートを更に簡潔化する）

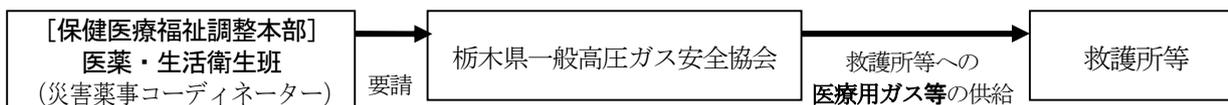


- ・上記の供給体制については、災害時に設置された救護所等に対する備蓄医療用医薬品・医療機器類の供給を原則とする。
- ・保健医療福祉調整本部（医薬・生活衛生班及び災害薬事コーディネーター）は、災害医療コーディネーター、サプライ基地、医薬品卸協会等と連携し、サプライ基地の在庫量を随時把握し、必要に応じてバックアップ事業所（サプライ基地を支援する事業所：15箇所設置）にも供給を要請する。

○避難所への一般用医薬品・衛生材料等の供給



○災害時の医療用ガス等の供給



栃木県災害薬事コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害によって人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が迅速かつ的確に行われるよう調整等を実施することによって被害の軽減を図るため、栃木県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱及び任期)

第2条 災害薬事コーディネーターは、一般社団法人栃木県薬剤師会又は一般社団法人栃木県病院薬剤師会が推薦する薬剤師のうちから知事が委嘱する。

- 2 災害薬事コーディネーターの任期は、3年とする。ただし、補充された災害薬事コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 災害薬事コーディネーターは、再任することができる。
- 4 災害薬事コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、知事は、必要に応じて別の者を災害薬事コーディネーターとして委嘱する。

(職務)

第3条 災害薬事コーディネーターは、大規模災害によって人的被害が発生した場合において、保健医療福祉調整本部の本部長（以下「本部長」という。）の要請により、保健医療福祉調整本部に出務し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 薬局等の被災状況に関する情報の収集、分析及び提供に関すること
 - (2) 医薬品等の供給及び薬剤師の活動に係る支援策の立案及び助言に関すること
 - (3) 医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る調整に関すること
 - (4) 一次医薬品集積所が設置される場合の管理及び運営の統括に関すること
 - (5) その他本部長が必要と認める業務に関すること
- 2 本部長は、保健医療福祉調整本部が解散される場合又は災害時医療救護活動がおおむね終了したと認める場合は、災害薬事コーディネーターに対する活動の要請を解除する。
- 3 災害薬事コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、保健医療福祉調整本部医薬・生活衛生班に対し、所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第4条 災害薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第5条 災害薬事コーディネーターの実費弁償は、本部長の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額を支給する。

2 災害薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和39年栃木県条例第11号）の例により、扶助金を支給する。

（平時の体制）

第6条 災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の薬事体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

（事務）

第7条 災害薬事コーディネーターに関する事務は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害薬事コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、第2条第1項の規定により最初に災害薬事コーディネーターに委嘱された者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和10（2028）年3月31日までの期間とする。

改訂履歴

1 令和 7 (2025)年 4 月 1 日 初版